

# (公財)静岡県産業振興財団の助成制度等

HP <http://www.ric-shizuoka.or.jp>

平成29年度に申請を受付するものは、30年度の助成分です。募集要件等は下記のとおり予定しております。なお、具体的な応募等は29年10月頃を予定しておりますので、時期が近づきましたらお問い合わせいただくか、当財団のホームページ等でその内容をご確認下さい。

## (1) 事業化推進助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

内 容	新エネルギー、次世代自動車、医療・福祉機器、ロボット、航空宇宙、光、環境技術関連、ナノセルロースなどの分野に関する研究開発成果を活用した製品化及びその事業化で、助成事業終了後、1年以内に対象製品の販売が見込めるもの
対 象 者	県内に本事業を遂行する主たる事務所・事業所を有する企業 (売上高が1,000億円以上かつ従業員が1,000人以上の企業を除く。)
対 象 経 費	原材料費、研究用機械装置又は工具器具の購入、リースレンタル費用、産業財産権関連費、外注費、構築物等購入費、技術コンサルタント料、委託費、販路開拓費等の助成期間中に発生する経費
助 成 限 度 額	2,000万円(単年度) 3,000万円(2年合計)
助 成 率	2/3以内
助 成 期 間	2年以内
問い合わせ等	(公財)静岡県産業振興財団 研究開発支援チーム TEL 054-254-4512

## (2) 航空機産業認証取得助成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### ◆◆ 品質マネジメントシステム規格「JISQ9100」

対 象 事 業 者	県内に助成事業を遂行する主たる事務所、事業所を有する中小企業者
対 象 経 費	・申請料(申込料) ・審査料(書類審査、予備審査、本審査の各審査費用) ・認証料(初回登録料) ・コンサルティング費 ・内部監査員養成研修費
助 成 限 度 額	300万円
助 成 率	1/2以内
助 成 期 間	最長2年間(交付指定日より平成31年2月28日まで) ※以下は助成対象外経費となりますのでご注意ください。 ・助成期間内に認証取得ができなかった場合のすべての経費。 ・交付指定日前、認証取得後に発生した経費。 ・間接経費(消費税、振込手数料、交通費、通信費、会場使用料、収入印紙代、額縁代、登録証のレプリカ等)
問い合わせ等	(公財)静岡県産業振興財団 研究開発支援チーム TEL 054-254-4512

## ◆◆ 国際特殊工程認証システム「Nadcap」

対象事業者	県内に助成事業を遂行する主たる事務所、事業所を有する中小企業者
対象経費	・申請料（申込料） ・審査料（書類審査、予備審査、本審査の各審査費用） ・認証料（初回登録料） ・コンサルティング費 ・翻訳料 ・通訳料
助成限度額	500万円
助成率	1/2以内
助成期間	最長2年間（交付指定日より平成31年2月28日まで） ※以下は助成対象外経費となりますのでご注意ください。 ・助成期間内に認証取得ができなかった場合のすべての経費。 ・交付指定日前、認証取得後に発生した経費。 ・間接経費（消費税、振込手数料、交通費、通信費、会場使用料、収入印紙代、額縁代、登録証のレプリカ等）
問い合わせ等	（公財）静岡県産業振興財団 研究開発支援チーム TEL 054-254-4512

## (3) 農商工連携事業に対する助成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

### ◆◆ しずおか農商工連携基金事業

内 容	中小企業者と農林漁業者が連携して行う新製品・新サービスの開発や販路開拓などを行う事業に対し、その経費の一部を助成
助成対象	中小企業者と農林漁業者の連携体であって、連携体代表者の主たる事務所、事業所又は住所が静岡県内に有する者
対象事業	中小企業者と農林漁業者のそれぞれが保有する経営資源（設備・技術・知識・技能等）を活用した事業で、次に該当する事業。 【新商品・新サービス開発事業】 県内農林水産物等各種資源を活用した加工食品や観光商品などの新商品や新サービスの開発を行う事業 【販路開拓事業】 県内農林水産物等各種資源を活用した加工食品や観光商品などの商品や新サービスの流通システムの開発、マーケティングや販売促進を行う事業 【省エネルギー等対策事業】 農業用ハウスや暖房機、漁業用エンジンなどの農林漁業の生産施設・機材における省エネルギー対策や農林漁業の機械化、生産・養殖の効率化技術など省力生産対策の研究開発を行う事業
対象経費	【新商品・新サービス開発事業、省エネルギー等対策事業】 原材料、機械装置等購入経費、外注加工費、技術コンサルタント料、委託費、その他 【販路開拓事業】 専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、委託費、その他
助成額等	対象経費の2/3以内で、200万円を限度
助成期間	【新商品・新サービス開発事業、省エネルギー等対策事業】 2年以内 【販路開拓事業】 1年以内
募集期間	平成29年10月2日～平成29年12月1日（予定）
問い合わせ等	（公財）静岡県産業振興財団 研究開発支援チーム TEL 054-254-4512

#### (4) 外国出願事業に対する助成

##### ◆◆ 中小企業等外国出願支援事業

内 容	中小企業等の外国出願を促進するため、既に日本国特許庁へ行っている出願と同一内容の産業財産権（特許、実用新案、意匠、および商標（冒認対策商標を含む））を外国出願する際に要する経費の一部を助成。
対 象 者	県内に事業所を有する中小企業者（みなし大企業を除く）
対 象 経 費	外国特許庁への出願料、国内・現地代理人費用、翻訳費
補 助 率	対象経費の1/2以内
上 限 額	1企業に対する上限額 300万円（複数案件の場合） 1案件ごとの上限額：特許 150万円／実用新案・意匠・商標 60万円 冒認対策商標（※） 30万円 ※冒認対策商標とは、第三者による抜け駆け出願（冒認出願）の対策を目的として出願する商標
募 集 期 間	平成29年5月ごろ
問 い 合 せ 等	（公財）静岡県産業振興財団 革新企業支援チーム TEL 054-273-4434

#### (5) 高付加価値型食品等の製品化に対する助成

##### ◆◆ 食品等開発助成事業

内 容	高付加価値型食品等の製品化に向けた試作品開発・実証試験を行う事業経費の一部を助成。
対 象 者	中小企業者（組合等含む。）又は農林漁業者（組合等含む。）であって、県内に主たる事務所、事業所又は住所を有する者。但し、県税を滞納していない者。
対 象 事 業	【機能性食品等】 食品、化成品（食品素材を使用した場合のみ）において、機能性食品等の製品化に向けた試作品開発・機能性評価試験を行う事業。 【食品加工機械】 食品加工機械分野において、製品化に向けた試作品開発・実証試験を行う事業。
対 象 経 費	原材料費、機械装置又は工具器具の購入等に要する経費、外注加工費、技術コンサルタント料、委託費等の助成期間中に発生する経費。
助 成 額 等	対象経費の2分の1以内で、200万円を限度。 ※提出書類、応募期間等が定められているので確認が必要です。
問 い 合 せ 等	（公財）静岡県産業振興財団 フーズ・サイエンスセンター プロジェクト推進部 TEL 054-254-4513

#### (6) 医療機器等開発助成事業（新規）

内 容	医療健康分野においてこれまでに取り組んだ研究開発成果を活用し、県内企業間の連携により新たな製品開発に向けた取組を行う事業経費の一部を助成。
対 象 企 業	県内に主たる事業所を有する中小企業等
助 成 対 象	原材料費、機械装置費、外注加工・評価分析費、技術指導受入費、販路開拓費等
助 成 額	助成対象経費の1/2以内で、500万円を限度。（一部の経費は300万円を限度。）
募 集 期 間	平成29年7月ごろ～（予定）
問 い 合 せ 等	（公財）静岡県産業振興財団 ファルマバレーセンター TEL 055-980-6333